

1. 構造設備基準等(1)

基準		根拠	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
玄関帳場等	玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備を有すること	令1-1-(2)	○		
	【玄関帳場を設置する場合の要件】				
	・ 宿泊者等が必ず通過する場所に設けること	条例別表第2-2-(1)	○		
	・ 囲い等は設けず、宿泊者等と直接面接できる構造であること	条例別表第2-2-(2)	○		
	【玄関帳場等に代替する機能を有する設備の場合の要件】				
	・ 事故発生時及び緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 (緊急時に10分程度で職員等が駆けつけることができる体制)	規則4の3-(1)	○		
・ 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること (ビデオカメラ等により、本人確認や出入りの状況確認を常時鮮明な画像により実施できる)	規則4の3-(2)	○			
善良の風俗保持	当該施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設(学校等)の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該学校等から、客室、客を接待、遊興または飲食させるホール、射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるホール等を見通せないようにする設備を有すること	令1-1-(7)	○		
	善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと	令3-1-(1)	○	○	○
	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと	令3-1-(2)	○	○	○
	市条例別表第2、5-(1)[他の11法令に規定する施設の敷地の周囲200mの区域内]又は5-(2)[都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域]に掲げる区域等にある場合				
	外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること	条例別表第2-5-(1)	○	○	○
施設の外部には、性的好奇心を著しくそそるおそれのある内容を表示する広告物を備え付けないこと	条例別表第2-6	○	○	○	

【構造設備基準の特例】

旅館業法施行規則第5条第1項各号に掲げる、利用度が低く交通が著しく不便な地域にある施設等については、構造設備基準を一部除外できます。

⇒詳細は、保健所までお問い合わせください。

1. 構造設備基準等(2)

基準		根拠	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
客室	【旅館・ホテルの客室】 寝台を置かない1客室の床面積は、7㎡以上	令1-1-(1)	○		
	寝台を置く1客室の床面積は、9㎡以上	令1-1-(1)	○		
	【簡易宿所の客室】 客室の延床面積が33㎡以上 (ただし、宿泊者の数が10人未満の場合は、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じた面積以上)	令1-2-(1)		○	
	客室は、地階に設けないこと(前面に空地がある等衛生上支障のない場合を除く)	条例別表第2-1-(1)	○	○	○
寝台	階層式寝台を有する場合は、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること	令1-2-(2)		○	
採光	窓等により自然光線が十分に採光できる構造であること	条例別表第2-1-(2)	○	○	○
換気	適当な換気装置がある場合等を除き、窓その他開口部により衛生的な空気環境を十分に確保できる構造であること	条例別表第2-1-(3)	○	○	○
浴室	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること	令1-1-(4) 令1-2-(4) 令1-3-(2)	○	○	○
	浴室は、清潔で衛生上支障がないよう、清掃が容易に行うことができる構造であること	条例別表第2-3-(1)	○	○	○
	【循環ろ過器を設置する場合】 ろ過器は、十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の前に集毛器を設けること	条例別表第2-3-(2)ア	○	○	○
	ろ材の交換を適切に行うことができる構造である場合を除き、ろ材を十分に逆洗浄できる構造であること	条例別表第2-3-(2)イ	○	○	○
	屋外浴槽を設ける場合には、屋外浴槽内の湯水が循環ろ過装置を経ずに屋内浴槽内の湯水に直接混入しない構造であること	条例別表第2-3-(3)	○	○	○
気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること	条例別表第2-3-(4)	○	○	○	
洗面	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること	令1-1-(5) 令1-2-(5) 令1-3-(3)	○	○	○
便所	適当な数の便所を有すること	令1-1-(6) 令1-2-(6) 令1-3-(4)	○	○	○
	便所には、流水式の手洗設備を設けること	条例別表第2-4	○	○	○
その他	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	令1-1-(3) 令1-2-(3) 令1-3-(1)	○	○	○

2. 維持管理基準等（※全種別共通）

基 準		根 拠
寝具	布団及び枕には、清潔な敷布、布団カバー及び枕カバーを用いること	条例別表第1-3-(1)
	寝衣、敷布、布団カバー及び枕カバーは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること	条例別表第1-3-(2)
	布団、枕、毛布等は、常に清潔に保ち、適当な方法により湿気を除くこと	条例別表第1-3-(3)
浴室	共同浴室にあっては、使用中は浴槽を湯水で満たしておくこと	条例別表第1-4-(1)
	浴槽水並びに給水湯栓及びシャワー設備から供給される湯水は、清浄に保つこと	条例別表第1-4-(2)
	浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること（循環ろ過器を使用する場合は、1回/週以上完全に換水し、浴槽の清掃及び消毒をすること）	条例別表第1-4-(3)
	貯湯槽内の湯水は、その温度を摂氏 60 度以上に保つこと（塩素系薬剤により消毒されている等の場合を除く）	条例別表第1-4-(4)
	循環ろ過器を使用する場合	
	ろ過器は、1回/週以上逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部を消毒すること	条例別表第1-4-(5)ア
	浴槽水を循環させるための配管は、必要に応じて清掃及び消毒をすること	条例別表第1-4-(5)イ
	浴槽水は、次に掲げるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これらによりがたい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用することにより、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること (ア) 塩素系薬剤を用いて消毒を行う場合にあっては、遊離残留塩素濃度が、1リットルにつき0.4ミリグラム程度となるように保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように努めること (イ) 結合塩素のモノクロアミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロアミンの濃度が1リットルにつき3ミリグラム程度となるように保つこと	条例別表第1-4-(5)ウ
	1回/年（気泡発生装置等を有する浴槽又は屋外の浴槽内の湯水を循環させる場合は、2回/年）以上レジオネラ属菌検査を定期的に行い、その結果を3年間保管すること	条例別表第1-4-(5)エ
	回収槽内の湯水は、浴用に供しないこと（回収槽内の清掃及び消毒を十分に行い、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する場合を除く）	条例別表第1-4-(6)

法：旅館業法、令：旅館業法施行令、規則：旅館業法施行規則、条例：大津市旅館業法施行条例

2. 維持管理基準等 (※全種別共通)

基 準		根 拠
洗面	洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること	条例別表第1-5
宿泊者名簿	正確な記載を確保するための措置を講じた上で宿泊者名簿を作成し、3年間保存すること	規則4の2-1
	宿泊者名簿は、旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかの場所に備えること	規則4の2-2
	宿泊者名簿には、宿泊者の氏名、住所及び職業を記載すること	法6-1
	宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍および旅券番号を記載するか、旅券の写しを保存すること	規則4の2-3-1 国通知
その他	施設及びその周囲は、常に清潔に保つこと	条例別表第1-1
	衛生上有害な昆虫及びねずみの発生及び侵入を防止し、必要に応じその駆除を行うこと	条例別表第1-2
	施設又はその部門ごとに、管理責任者を定めること	条例別表第1-6